

令和元年11月8日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

電動アシスト自転車に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 3件
（うちガスこんろ（LPガス用）2件、石油温風暖房機（開放式）1件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 3件
（うち階段移動用リフト1件、電気ストーブ（カーボンヒーター）1件、
電動アシスト自転車1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 19件
（うち蛍光灯1件、電気掃除機（充電式、スティック型）3件、
電気衣類乾燥機1件、電気炊飯器1件、エアコン1件、
バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）1件、自転車6件、
電動アシスト自転車5件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び
消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において、審議を予定して
いる案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A201800772、A201900045を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

ブリヂストンサイクル株式会社が製造した電動アシスト自転車について

(管理番号：A201900760)

①事故事象について

ブリヂストンサイクル株式会社（法人番号：9030001041957）が製造した電動アシスト自転車で走行中、ハンドルがロックし、転倒、右肘を負傷する事故が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、「一発二錠」(*)を搭載した電動アシスト自転車で、ハンドルロックのケースの破損などが原因で錠が誤作動し、走行時にハンドル操作ができなくなるおそれがあります。

(*)「一発二錠」とは、ハンドルロック（前錠）と後輪錠（サークロック）を組み合わせた錠前システムで、後輪錠（サークロック）の施錠・開錠と連動してハンドルロック（前錠）も施錠・開錠する仕組みです。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2019年（令和元年）6月24日にプレスリリース、ウェブサイトへの情報掲載、翌25日に新聞社告を行い、対象製品について、無償点検及び改修を実施しています。

また、消費者庁及び経済産業省では、ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車及び電動アシスト自転車において、ハンドルロックケースの破損などが原因で誤作動し、ハンドル操作ができなくなり転倒するなどの事故が発生していることから、注意を喚起しています。

○消費者庁（令和元年6月24日）

ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

※消費者安全法第38条第1項の規定に基づく公表

ウェブサイト：

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/2019/pdf/consumer_safety_release_190624_0001.pdf

○経済産業省（令和元年6月24日）

ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

ウェブサイト：

<https://www.meti.go.jp/press/2019/06/20190624005/20190624005.html>

③対象製品：商品名、機種、型番、製造番号、製造期間、対象台数

商品名	機種、型番、製造番号	製造期間	対象台数
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車・電動アシスト自転車（販売：ブリヂストンサイクル株式会社）	https://www.bscycle.co.jp/pdf/important_20190624.pdf	2003年9月 ～ 2015年5月	3,164,913
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した電動アシスト自転車（販売：ヤマハ発動機株式会社）	https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/pdf/2019-06-24_list.pdf	2004年10月 ～ 2015年1月	266,225
合	計		3,431,138

2019年（令和元年）6月24日からリコール（無償点検・改修）を実施
改修率：0.3%（2019年9月19日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

当該事故（管理番号：A201900760）発生前の、対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2019年度	23	重傷	2014年度	0	—
2018年度	1	重傷	2013年度	0	—
2017年度	2	重傷	2012年度	0	—
2016年度	0	—	2011年度	0	—
2015年度	0	—	2010年度	0	—

<対象製品の外観及び確認方法>

ハンドルロック「一発二錠」の表示窓のラベルの色を御確認ください。

表示窓のラベルが「黒色ラベル」は対象製品となり、「白色ラベル」は対象外製品となります。



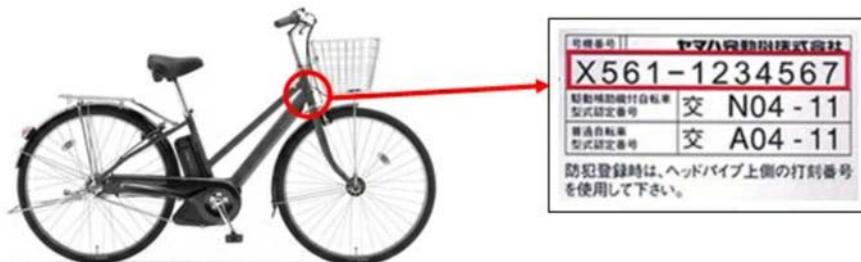
<車両情報の確認方法>

お問い合わせいただく際に必要となりますので、事前に御確認ください。

○ブリヂストンサイクルブランドの場合



○ヤマハ発動機ブランドの場合



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方で、ハンドルロックのケースが破損しているなど、異常が確認された場合は、直ちに使用を中止してください。なお、事業者は無償点検及び改修を実施していますので、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

ブリヂストンサイクル株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話 番号：0120(502)092

受付 時間：9時～18時（毎日）

ウェブサイト：<https://www.bscycle.co.jp/info/2019/6624>

ヤマハ発動機株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話 番号：0120(801)309

受付 時間：9時～18時（毎日）（2019年11月8日まで）

10時～12時30分、13時30分～18時（土・日・祝日・

事業者所定の休日等を除く。）（2019年11月9日以降）

ウェブサイト：<https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：鈴木、柳川、牧野

電 話：03(3507)9204（直通）

F A X：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：橋爪、大江

電 話：03(3501)1707（直通）

F A X：03(3501)2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201900746	令和元年10月6日	令和元年11月5日	ガスこんろ(LPガス用)	RBG-30J	リンナイ株式会社	火災 死亡1名	当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	香川県	製造から20年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年10月23日
A201900750	令和元年10月23日	令和元年11月5日	石油温風暖房機(開放式)	FW-4314NE	ダイニチ工業株式会社	火災 死亡1名	当該製品及び建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	新潟県	
A201900766	令和元年10月19日	令和元年11月6日	ガスこんろ(LPガス用)	PA-N41B-L	株式会社パロマ	火災 死亡2名	当該製品及び建物を全焼する火災が発生し、2名が死亡した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	福島県	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201800772	平成31年1月11日	平成31年3月6日	階段移動用リフト	S35 車いすタイプ	株式会社アルパジャパン (輸入事業者)	死亡1名	当該製品を使用中、搭乗者(70歳代)が転落し、病院に搬送後、入院中に死亡した。 調査の結果、当該製品は、前後の重心が釣り合った状態を維持しながら階段を昇降する仕様であるが、前後の重心が釣り合った状態からハンドルバーを前方へ傾けた際に、搭乗者を含めた当該製品が前方へ転倒することを抑止する機能が装備されていない構造であるため、使用者が搭乗者を乗せて使用中に当該製品のバランスが崩れて事故に至ったものと推定されるが、使用者が使用開始前の操作講習において禁止されていたにもかかわらず、操作中に手すりをつかんだ搭乗者の手を振りほどこうとしてハンドルから手を離れたことも事故発生に影響したものと考えられる。 なお、取扱説明書には、「階段昇降中は、決してハンドルバーから手を放さない。」旨、記載され、「階段の途中で昇降を止める場合には、当該製品を後方に倒し、階段上に寝かせた状態にする。」旨、図示されている。	神奈川県	平成31年3月8日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201900045	平成31年3月29日	平成31年4月16日	電気ストーブ(カーボンヒーター)	MC-900	株式会社山善 (輸入事業者)	火災 死亡1名	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。 調査の結果、当該製品は、端子台と内部配線のはんだ接続部に接触不良が生じたため、異常発熱し、出火に至ったものと考えられるが、焼損が著しく、事故原因の特定には至らなかった。	京都府	平成31年4月19日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900760	令和元年8月16日	令和元年11月5日	電動アシスト自転車	A6SL8	ブリヂストンサイクル株式会社	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルがロックし、転倒、右肘を負傷した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、「一発二錠」を搭載した電動アシスト自転車で、ハンドルロックのケースの破損などが原因で錠が誤作動し、走行時にハンドル操作ができなくなったものと考えられる。	宮城県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年10月23日 令和元年6月24日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率:0.3%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900747	令和元年10月21日	令和元年11月5日	蛍光灯	火災	異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A201900748	令和元年10月25日	令和元年11月5日	電気掃除機(充電式、スティック型)	火災	事務所で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A201900749	令和元年10月24日	令和元年11月5日	電気衣類乾燥機	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	富山県	製造から30年以上経過した製品
A201900751	令和元年10月15日	令和元年11月5日	電気炊飯器	火災	寮で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の設置状況を含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	令和元年11月8日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201900752	令和元年7月17日	令和元年11月5日	エアコン	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	沖縄県	製造から10年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年10月24日
A201900753	令和元年10月7日	令和元年11月5日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	火災	事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	京都府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年10月29日
A201900754	平成25年7月24日	令和元年11月5日	自転車	重傷1名	子供が当該製品で走行中、左足が泥よけに巻き込まれ、前輪がロックし、転倒、両手首を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成25年8月26日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意
A201900755	平成26年3月4日	令和元年11月5日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、転倒し、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成26年3月17日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900756	平成22年1月31日	令和元年11月5日	自転車	重傷1名	子供が当該製品で走行中、前輪がロックし、転倒、左手首を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福井県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成22年2月17日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900757	平成29年4月27日	令和元年11月5日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、段差を乗り越えようとしたところ、転倒、右肩を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年5月12日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900758	平成26年9月20日	令和元年11月5日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、フレームが破断し、転倒、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年8月 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900759	平成21年5月15日	令和元年11月5日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、前輪がロックし、転倒、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	長野県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成21年5月20日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900761	平成28年4月15日	令和元年11月5日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、サドルから滑り、サドルで腰を強打し負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	京都府	事業者が重大製品事故として認識したのは平成28年4月20日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900762	平成26年9月8日	令和元年11月6日	電動アシスト自転車	重傷1名	子供を自転車用幼児座席に乗せて使用者が当該製品のスタンドを立て停車中、当該製品が転倒し、子供の右腕を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成26年11月13日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900763	平成26年7月13日	令和元年11月6日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、右側ペダルが破損し、転倒、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成26年7月31日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意
A201900764	平成25年9月24日	令和元年11月6日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品に乗車しようとしたところ、フレームが破断し、転倒、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは平成25年10月1日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意
A201900765	平成28年3月18日	令和元年11月6日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、フレームが破断し、転倒、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは平成28年3月29日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意
A201900767	令和元年10月27日	令和元年11月6日	電気掃除機(充電式、スティック型)	火災	当該製品を充電中、当該製品のバッテリー及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	
A201900768	令和元年10月15日	令和元年11月6日	電気掃除機(充電式、スティック型)	火災	当該製品を充電中、当該製品のバッテリー及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において審議を予定している案件

該当案件なし

階段移動用リフト（管理番号:A201800772）



電気ストーブ（カーボンヒーター）（管理番号:A201900045）

